

令和6年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 令和7年1月31日（金）

午後 3時00分～

場 所 市民会館 36号室

1 議事日程

(1) 議事

- ・職員団体登録事項の変更について
- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 報告事項

- ・人事行政の運営等の状況の公表について

2 出席者

(1) 委員	委員長	佐藤 允
	委員	杉野 邦彦
	委員	鈴木 裕治
(2) 事務職員	幹事	中村 正也
	事務職員	前田 佑介
	事務職員	八代 卓也
	事務職員	芳賀 俊平

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 本日は、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）職員団体登録事項の変更について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

前田事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、右上に「資料1」とあります資料をご覧いただきたいと存じます。

本件は、1月6日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これにつきまして、新役員の選出が民主的かつ公平に行われたものであり、地方公務員法第53条の趣旨に合致しているかを、ご審議いただくものであります。

資料には、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠

となる「地方公務員法」と「職員団体の登録に関する条例」の関係規定を掲載しております。

資料1 ページの下段、下線部分になりますが、公平委員会の登録を受けた職員団体は、地方公務員法第53条第9項におきまして「その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない。」こととされております。

次に、資料の2 ページをご覧くださいと存じます。

中段の下線部分になりますが、職員団体の登録に関する条例第4条第1項におきまして、登録を受けた職員団体は、「その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。」こととされており、同条第3項において、「役員の選挙については法の規定に基づいて決定されたことなどを証明する書類を添付しなければならない」こととされております。

また、第4項におきまして、記載事項の変更の届出に関しては、第3条の規定を準用するとされており、第3条では、届出があった場合、30日以内に登録の可否を職員団体に通知しなければならないこととされております。

3 ページをご覧くださいと存じます。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、12月20日に行われ、変更年月日は、1月6日となります。

次に、内容であります。執行委員長は、再任となり、副執行委員長は、1人が再任、1人が新任となっております。

書記長は、再任となり、書記次長は、新任となっております。

執行委員は、6人のうち2人が再任で、4人が新任、監査委員は、1人が再任、1人が新任となっております。

次の4 ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が154人、投票者数が90人、投票率が58.4%となっております。

また、5 ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6 ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧くださいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明を受けましたが、これについて質問等はございませんか。(なし)

それでは、事務局の説明のとおり、職員団体登録事項を公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。(了)

ご異議がないようですので、変更登録することといたします。

事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「議事(2)管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

の制定について」を議題といたします。
事務局から説明願います。

芳賀事務職員 それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正につきまして、その概略をご説明申し上げます。

右上に資料2-2と記載している資料をご覧ください。

令和6年4月1日付けの組織改編の概要を記載しておりますので、今回の改正に関する変更概要をご説明申し上げます。

一番下の「子ども家庭部の新設」であります。令和5年4月のこども家庭庁の設置や、子どもに関する施策ニーズが急速に高まっている社会背景を踏まえ、積極的な子ども・子育て支援策に向けた機動的な組織体制とするため、健康福祉部から子ども・子育て部門を分離し、子ども家庭部を新設するものです。

子ども家庭部には、部長及び次長を1名ずつ配置し、健康福祉部から子育て支援課、子ども育成課及び子ども発達支援センターを移管します。

また、令和6年度に子ども家庭センターの設置を予定していたことから、子育て支援課の子ども家庭総合支援担当参事を子ども家庭支援担当参事に改編し、健康福祉部の母子保健担当部門が兼務することで、子育て家庭を包括的に支援する体制を整備します。

さらに、発達支援のニーズに、より一層対応するため、子ども発達支援センターに専門的業務を統括する指導担当参事を新設し1名配置するほか、事務事業の進行管理を行う管理担当主査を新設し、指導担当主査が兼務します。

。なお、子ども家庭部の新設に伴い、健康福祉部子育て施策推進監を廃止します。

次に参考資料と記載している資料をご覧ください。

4月1日付けで、新設、廃止した管理職の一覧を添付しております。

今回の組織機構改編におきましては、子ども家庭部の新設に伴い、健康福祉部子育て施策推進監が廃止されることから、一部改正を行うものであります。

なお、その他の新設する職、廃止する職につきましては、改正を行う必要はないものであります。

参考資料の次ページ以降は、「組織機構改編図」の新旧対照表となっております。

右側が令和6年4月1日現在の組織となっており、太枠、太字で表記したところが、今回変更となった部分であります。

お戻りいただきまして、資料2-1をご覧ください。

新設、廃止した管理職の改正内容につきまして、公布文の形式にしたものが、資料2-1に記載したものであります。

また、附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、本改正による改正後の規則の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

資料2-1の次ページ以降には、本規則の新旧対照表を添付しております

。なお、本規則の改正につきましては、本日ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。
説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて、確認等はございませんか。（なし）

それでは、事務局の説明のとおり、管理職員等の範囲を確認し、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」事務局案のとおり決してよろしいですか。（了）

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。
以上で、本件を終結いたします。

次に、「報告事項 人事行政の運営等の状況の公表について」を議題といたします。

事務局から報告願います。

八代事務職員 それでは、人事行政の運営等の状況の公表について、ご説明いたします。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられております。

昨年12月に、令和5年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、公平委員会に関わる部分の概略をご報告いたします。

お手元の資料3の20ページをご覧ください。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定により、公平委員会は、業務の状況として、勤務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する審査請求（不服申立て）の状況、苦情相談に関する処理の状況の3項目について報告することが義務付けられており、公表いたしました内容につきましては、市のホームページに掲載されております。

なお、令和5年度の公平委員会の業務の状況につきましては、記載のとおり、3項目とも該当はございませんでした。

このほか、公平委員会に関連する情報として、12ページに、職員の分限及び懲戒処分の状況の記載がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 ありがとうございます。報告を受けましたが、これについて、確認等はございませんか。（なし）

それでは、以上で本件を終結いたします。

以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後3時15分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩